



# 消防通信

## No.58



火事・救急・救助は119番

発行日：令和8年1月1日  
発行元：双葉消防本部 総務課  
所在地：檜葉町山田岡字仲丸1-110

～新年のご挨拶～

令和8年を迎え、双葉郡民の皆様には穏やかな新年をお迎えるのこことお慶び申し上げます。併せて、広域消防行政全般にわたりご理解とご支援を賜っておりますことに、厚く御礼を申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、各地で大規模な林野火災が発生し、2月に発生した大船渡市の林野火災には、緊急消防援助隊福島県大隊として延べ19日、48名を派遣し消火活動を実施いたしました。この派遣の経験を職員が共有し、今後発生が危惧される大規模災害へ備えてまいります。

双葉郡内の災害発生状況は、火災件数が昨年より多く、中でも建物火災及び損害額が増加しております。出火原因では、たばこや電気配線、モバイルバッテリー等となっていることから、火災予防広報に工夫し出火防止、住宅火災警報器による早期発見、被害の軽減に努めてまいります。

また、大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策を新たに進めて行くために、林野火災注意報・警報発令、林野火災に対応できる消防体制、新たな技術開発に取り組んでまいりますので、住民の皆様にもご協力をお願いいたします。

双葉消防本部は、「全力でその先に双葉消防！」をスローガンに掲げ、震災以降関係機関のご支援を受けながら消防行政を更に前へと進めております。

また、管内情勢の変化を捉え、住民の皆様への心の拠り所となれるよう元気な消防の姿をお見せするとともに、安全の確保及びふるさとの復興再生と、住民の皆様への幸福度が向上するよう、全署所・全職員の力を結集して対応してまいります。

結びに、本年が皆さまにとって良き年となりますように、ご祈念申し上げ新年のごあいさつとさせていただきます。

双葉地方広域市町村圏組合消防本部  
消防長 金澤 文男



## 第23回双葉地方広域消防職員意見発表会



消防職員が職務を通じての体験、業務に対する提言や取り組むべき課題などについて発表し、意識の高揚や知識の研鑽を図ることを目的とした、「第23回双葉地方広域消防職員意見発表会」が令和7年11月14日(金)富岡消防署においておこなわれました。

審査の結果「防災探検」のタイトルで発表した浪江消防署所属の田中大志消防副士長が最優秀賞に選ばれ、令和8年2月18日(水)に福島市で開催される第49回福島県消防職員意見発表会に出場いたします。

「林野火災注意報」「林野火災警報」の運用が開始されます！

令和7年2月に発生した岩手県大船渡市の大規模林野火災を受けて、令和8年1月1日から林野火災の予防を目的に、火災予防条例が改正されます。

今回の林野火災が起きた時、2月としては過去60年間で最も降水量が少なく、「乾燥注意報」が発表され、出火日の最大風速が8.3m/sで、「強風注意報」も発表されていました。



「林野火災注意報」とは？

林野火災の予防上、注意を要する気象状況になった際、注意報が発令された町村は「火の使用の制限」について、従うよう努めることとなります。

12月から5月の期間において、以下の①又は②のいずれかの条件に該当する場合  
**【発令基準】** ①前3日間の合計降水量が1mm以下 かつ 前30日間の合計降水量が30mm以下  
 ②前3日間の合計降水量が1mm以下 かつ 乾燥注意報が発表  
 ※当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合は、発令しないこともあります。

「林野火災警報」とは？

林野火災の予防上、危険な気象状況になった際、警報が発令された町村は「火の使用の制限」について、従うこととなります。

**【発令基準】** 12月から5月の期間において、林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表された場合

「火の使用の制限」とは？

- ①山林、原野等において火入れをしないこと。
- ②煙火（花火等）を消費しないこと。
- ③屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- ④屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙をしないこと。
- ⑤山林、原野等の場所で、喫煙をしないこと。
- ⑥残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

「火の使用の制限」に従わなかった場合は？

「林野火災注意報」は、罰則が伴わない努力義務となります。

「林野火災警報」は、火の使用の制限に違反した者に対し、30万円以下の罰金又は拘留に処することが消防法で定められています。（消防法第22条第4項・消防法第44条第18号）

「林野火災注意報・警報」発令時の住民周知方法は？

消防車両での巡回広報や町村の防災無線広報、双葉消防及び町村HP等を活用して住民の皆様に周知します。

林野火災注意報・警報に関するお問い合わせは、下記「双葉消防本部」の消防課予防係へお願いします。



双葉消防本部	0240-25-8523	消防指令センター	0240-25-8561
富岡消防署	0240-22-2119	浪江消防署	0240-34-4111
楡葉分署	0240-25-2119	葛尾出張所	0240-29-2119
川内出張所	0240-38-2119		

双葉消防本部 URL:<http://www.futabashobohonbu.jp/> 右のQRコードからもアクセスできます。

